

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表のよくある問い合わせについて

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所(保険者)番号	23*0000000					令和〇〇年〇〇月審査分	令和〇〇年〇月〇〇日		
事業所(保険者)名	●●サービス事業所						●頁 愛知県国民健康保険団体連合会		
保険者(事業所)番号 保険者(事業所)名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内容	備考
239999 ××保険者	1234567890 ヒナノヤ 1	請	RO.5	15		4,428	C	支援事業所に請求明細書に対応した 給付管理票の提出依頼が必要	保留

質問：請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表の備考欄に「保留」と表示されているが、対応方法が分からない。

回答：居宅介護（予防）支援事業所等からの給付管理票の提出がない、又は給付管理票が返戻となったため、サービス事業所等が請求した明細書が「保留」となりました。

- ・「保留」となった明細書は翌月の支払対象となりません。
- ・居宅介護（予防）支援事業所等に給付管理票（作成区分：新規）を提出するよう依頼してください。
保留期間（3ヶ月）の間に居宅介護（予防）支援事業所等から給付管理票が提出されれば、その審査月で給付管理票と保留となっている明細書が突合され、審査月の翌月の支払対象となります。
- ・サービス事業所等は「保留」となった明細書を再請求する必要はありません。

※「保留」となる状態が3ヶ月継続した場合、該当の明細書は返戻扱いとなり、「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」の備考欄には、「保留」の表示が消えます。
その場合、サービス事業所等、居宅介護（予防）支援事業所等は正当な明細書及び給付管理票の再請求が必要になります。